明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令（一五二）　二
○水道法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（一五三）　四
○水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（一五四）　四
○働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（一五五）　五

〔省　令〕

○外国為替の取引等の報告に関する省令の一部を改正する省令（財務三五）　七

〔告　示〕

○東経百五十度の対地静止衛星軌道における電気通信業務用人工衛星局の免許の申請期間等に関する件（総務一八四）　七
○平成二十九年十月二十二日執行の衆議院比例代表選出議員選挙近畿選挙区における名簿届出政党等に係る欠員による繰上補充による当選人の住所及び氏名に関する件（中央選挙管理会一三）　八
○肥料を登録した件（農林水産七一四）　八
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく登録確認機関の事業場の所在地を変更する件（海上保安庁二九）　九
○利根川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件（関東地方整備局一九四）　九
○都市計画に関する件（中部地方整備局七二、七三）　九
○道路に関する件（近畿地方整備局七九～八一）　一〇
○道路に関する件（中国地方整備局五三、五四）　一〇
○都市計画に関する件（同五五）　一〇

〔国会事項〕

内閣　一〇

〔皇室事項〕

諸事項　一一

〔官庁報告〕

官庁事項
関東地方整備局公示（関東地方整備局）　一二
労　働
最低賃金の廃止決定に関する公示（福井労働局最低賃金公示一）　一二

〔資　料〕

平成三十一年二月中国際収支状況（速報）及び平成三十年十～十二月中国際収支状況（第二次速報）（財務省）　一二

〔公　告〕

諸事項
官庁
犯罪被害財産支給手続開始決定関係　一三
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一三
特殊法人等
国家公務員共済組合連合会職員共済組合定款の一部変更関係　三〇
会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令（政令第一五二号）（総務省）

住民基本台帳法施行令の一部改正関係

一　住民票に旧氏の記載を求めることができることとし、旧氏の住民票への記載の手続等について所要の規定を設けることとした。（第三〇条の一三及び第三〇条の一四関係）

二　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令の一部改正関係

旧氏を旧氏記載者に係る署名用電子証明書の記録事項とする等、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成一四年法律第一五三号）の規定の適用について、旧氏記載者の特例を定めることとした。（第三三条関係）

三　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部改正関係

旧氏を旧氏記載者に係る個人番号カードの記載事項とすることとした。（第一条関係）

四　施行期日

この政令は、平成三一年一一月五日から施行することとした。

◇水道法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第一五三号）（厚生労働省）

水道法の一部を改正する法律（平成三〇年法律第九二号）の施行期日は、平成三一年一〇月一日とすることとした。

◇水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（政令第一五四号）（厚生労働省）

一　水道法施行令の一部改正関係（第一条関係）

1　事業の休止及び廃止に際し、市町村への協議を要する地方公共団体以外の水道事業者の給水人口の基準は、給水人口が五、〇〇〇人であることとした。